

京都市区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第20号

京都市区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則

(京都市区役所事務分掌規則の一部改正)

第1条 京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条第3項健康福祉部の款健康長寿推進課の項中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号から第24号までを1号ずつ繰り上げる。

(京都市区役所支所事務分掌規則の一部改正)

第2条 京都市区役所支所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条第3項健康福祉部の款健康長寿推進課の項中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号から第24号までを1号ずつ繰り上げる。

(京都市区役所出張所事務分掌規則の一部改正)

第3条 京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第46号を削り、第47号を第46号とし、第48号から第68号までを1号ずつ繰り上げる。

(京都市事務分掌規則の一部改正)

第4条 京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第12条健康長寿のまち・京都推進室の款介護ケア推進課の項第19号ただし書を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)